－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

業務番号		業務名	令和8年度　亘理山元統合消防庁舎 基盤整備工事	事務所名	

項　　目	条　件	内　　容	施 工 方 法	備　考
1 共通仕様書の適用		本工事は，宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか，本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は，「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。		
2 主任技術者及び監理技術者（以下，配置技術者という。）の配置				
(1) 現場施工に着手する日の指定 （配置技術者の配置要件の特例） ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○	契約工期初日以降，90日以内に着手 （手持ち工事が完了した場合や，制約条件がない場合等は，期日以前の着手も可能）		
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事（フレックス工事）	○	契約工期初日以降，○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。		
(3) 上記以外	◉	請負者は，現場施工に着手する日の指定がない限り，原則として，契約工期初日以降，30日以内に現場施工に着手		
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において，工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は，配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html		
3 特例監理技術者の配置				
	○ 対象　◉ 対象外	建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置。 特例監理技術者を対象とする場合は下記によるものとする		
		1 特例監理技術者を配置する場合は以下の（ア）～（サ）の要件を全て満たさなければならない。 （ア）本工事の現場施工に着手する日までに，建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下，「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （イ）監理技術者補佐は，一級施工管理技士補（令和3年4月1日施行予定）又は一級施工管理技士等の国家資格者，学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお，監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は，特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 （ウ）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 （エ）同一の特例監理技術者が配置できる工事は，本工事を含め同時に2件までとする。 （ただし，同一あるいは別々の発注者が，同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって，かつ，それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については，これら複数の工事を一の工事とみなす。） （オ）特例監理技術者が兼務できる工事は，本工事を所管する土木事務所（地域事務所）管内及び隣接土木事務所（地域事務所）管内の宮城県内で施行される工事でなければならない。 （カ）特例監理技術者は，施工における主要な会議への参加，現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 （キ）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 （ク）監理技術者補佐が担う業務等について，明らかにすること。 （ケ）専任補助者を配置しない工事であること。 （コ）維持管理業務同士は兼務できない。 ※24時間体制で応急処理工や緊急巡回等が必要な業務等 （サ）配置技術者の追加専任を必要としないもの。 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合，配置技術者届出書及び特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項を提出すること。 3 本工事において，特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORIINS）への登録を行うこと。		
4 積算基準及び設計単価の適用期日				
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	◉ ある　○ ない	積算基準及び設計単価は公告日前月の基準及び単価としている。		
5 工程関係	○ ある　◉ ない			
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ ある　◉ ない			
(2) 施工時期による制限	○ ある　◉ ない			
(3) 関係機関等との協議の未成立	○ ある　◉ ない			
(4) 関係機関等との協議結果，特定条件の付加	◉ ある　○ ない	占用埋設物の位置確認	監督員と協議のうえ施工すること	
6 公害対策関係				
(1) 施工方法，機械施設，作業時間等の制限	◉ ある　○ ない	追加事項1（1）追加（特記事項）によること		
7 安全対策関係				
(1) 交通安全施設等の指定	○ ある　◉ ない			
(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法，作業時間の制限	○ ある　◉ ない	必要が生じた場合、別途協議		
8 排水工関係				
(1) 濁水,湧水処理のための特別な対策の必要性	○ ある　◉ ない	必要が生じた場合、別途協議		
9 建設副産物対策関係（建設発生土）				
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は，下記に運搬するものとする。なお，下記により難い場合が生じたときは，監督職員の指示によるものとし，設計変更の対象とする。		

			処理・処分する場所		処理・処分方法	距　離	制 限 時 間	備　考
			名称	所在地				
(2) 建設発生土	処理・処分	◉ ある　○ ない	自由処分	承認願い提出（監督員現地立会）	敷き均し	2.0 km	時　分 ～ 時　分	

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)

(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について

下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり，処理施設を指定するものではない。なお，下記によらない場合は，監督職員と協議すること。また，処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお，廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。

				処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間		
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は，施工管理及び契約方法等について，施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。										
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリ ート塊	◉ ある	○ ない	㈲北日本クリーン	亘理町字龍円寺前	中間処理	3.7 km	時 分 ～ 時 分	
		アスファルト塊	◉ ある	○ ない	㈲北日本クリーン	亘理町字龍円寺前	中間処理	3.7 km	時 分 ～ 時 分	
		建設発生木材	○ ある	◉ ない				km	時 分 ～ 時 分	
		建設汚泥	○ ある	◉ ない				km	時 分 ～ 時 分	
		その他()	○ ある	◉ ない				km	時 分 ～ 時 分	
(3) 再生材の利用			◉ ある	○ ない	種類・数量		クラッシャーラン：0～40mm(46.0㎥)、密粒度As(27.0 t)、細粒度As(t)、As安定処理(54.1t)			

11 現場環境改善

○ ある ◉ ない

現場環境改善の具体的な実施内容，実施期間については，施工計画書に明記し，監督職員と協議すること。

12 品質証明

(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ ある	◉ ない	請負工事費が，1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ ある	◉ ない	上記に該当せず，請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－9および品質証明実施要領によること。

13 標準的な設計図書による発注方式

○ ある ◉ ない

土木工事共通特記仕様書第3編1－1－14によること。

14 資材関係

(1) 生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては，「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品，又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。
(2) 購入土			購入土を使用する場合は，材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」，又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。
(3) 宮城県グリーン製品の利用	必須		1.植生基盤材等，視線誘導標，型枠用合板は，原則として宮城県グリーン製品を用いること。
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は，請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし，使用材料や数量等を入力後，工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	○ ある	◉ ない	2. 盛土材,埋め戻し材
	○ ある	◉ ない	3. その他()
(4) 県内産製品の使用	○ ある	◉ ない	本工事は，「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては，試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html
(5) 現場吹付法枠工			吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は，18N/mm2以上とする。

15 設計変更の手続き

(1) 設計変更の手続きについて	設計変更については，工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1－1－1－14～1－1－1－16に記載しているところであるが，その具体的な考え方や手続きについては，「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については，以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html **トップページ > しごと・産業 > 土木・建築・不動産業 > 建設業 > 設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】**

16 その他

(1) 舗装の下請制限について	○ ある	◉ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1－1－3によること。
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	○ ある	◉ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり，請負者は，調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他，ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には，請負者は，当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	○ ある	◉ ない	本工事は，工事着手前等に当該工事の発注者，施工者，詳細設計等を担当した設計者が参加して，設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1－1－5によること。
(4) 貸与資料の有無	○ ある	◉ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ ある	◉ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合，工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 法定外の労災保険の付保について			本工事では，法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため，本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお，加入後受注者は，工事請負契約書第62条に基づき，証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	○ ある	◉ ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は，別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき，発注者に協議すること。

働き方改革・生産性向上に関する事項

項　　目	条　件		内　　容
17　総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	○ 対象	◉ 対象外	1. 対象工事の場合，活用する技術については，「ICT施工・3次元化等の活用提案　工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず，「ICT施工・3次元化等の活用提案　工事計画書」に記載の技術は，施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」，「標準型」，「高度型」の場合) なお，「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も，同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	○ 対象	◉ 対象外	設計変更の積算手法については，総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお，(1)が対象外の場合は，当該項目も対象外となる。
18　業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	○ 対象	◉ 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり，請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により，必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	○ あり	◉ なし	本工事は，工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	本工事は，受発注者協力のもと，建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし，「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき，取組内容を受発注者間で協議及び共有し，工事を進めていくこととする。 詳細については，宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)		
19　週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	◉ 対象	○ 実施困難工事	1. 週休2日工事の対象工事の場合は，亘理町「週休2日工事」実施要領に準じて行うことする。 なお，週休2日工事の型式については，下記(2)、(3)のとおりする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由：(例)・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり，週休2日の確保が困難なため
(2)週休2日工事の型式	◉ 現場閉所型	○ 交替制	現場閉所型：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通 して現場や現場事務所を閉所する。 交　替　制　：現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組むが、達成状況に応じた補正は行わない。		
(1)女性活躍推進モデル工事	○ 対象	◉ 対象外	実施に当たっては，宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は，宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21　下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	○ 対象	◉ 対象外	実施に当たっては，発注者から工事打合せ簿により，「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

○対象　◉対象外

東日本大震災に伴う特例制度

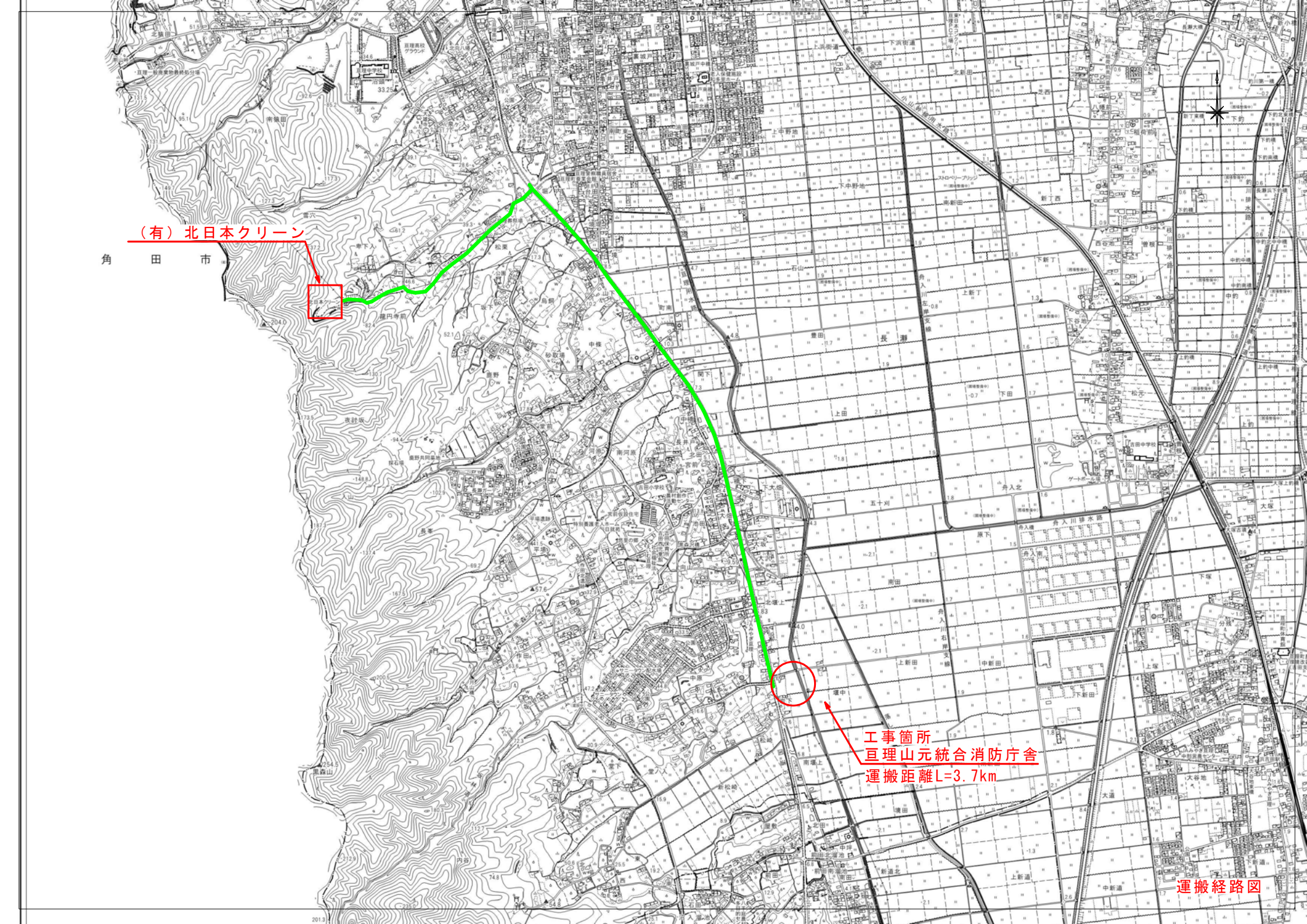
項　　目	条　件		内　　容	施 行 方 法	備　考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用					
(1)労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある	◉ない	1 本工事は,「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について,契約締結後,労働者確保に要する方策に変更が生じ,且理地区行政事務組合(以下「当組合」という。)においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は,実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費,宿泊費,借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用,賃金以外の食事,通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(当組合においては,土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1)共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費,宿泊費,借上費)の割合:　－ 2)現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用,賃金以外の食事,通勤等に要する費用)の割合:　－ 3 受注者は,実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は,実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書,領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し,設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については,設計変更の対象としない。 5 発注者は,実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合,受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から,当組合においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお,全ての証明書類の提出がない場合であっても,提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については,法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は,実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は,監督員と協議するものとする。		
(2)労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある	◉ない	本工事は,「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については,「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更					
(1)遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある	◉ない	下記の建設資材は,通常地域内から調達することを想定しているが,安定的な確保を図るために,当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には,事前に監督職員と協議するものとする。 また,購入費及び輸送費に要した費用については,証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものする。なお,添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし,受注者名,納品者名,使用資材名,規格・形状,使用(納品)日,使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し,その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は,生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂,砕石,捨石,被覆石等)とする。 輸送費の対象は,仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は,購入費及び輸送費を変更したい場合は,「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に,建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他,必要と思われる事項	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算					
(1)施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある	◉ない	本工事は,施工箇所が点在する工事であり,共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため,「○○地区(施工箇所○○,○○),△△地区(施工箇所○○),□□地区(施工箇所○○)(以下,対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は,対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また,現場管理費の金額も同様に,対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお,共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市,施工地域等)については,対象地区毎に設定する。	
25 その他					
(1)土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある	◉ない	・本工事の施工において,調達(購入)する予定の○○の設計単価は,現場持込価格(単価)としている。 ただし,契約後,施工計画に基づき,○○の調達条件について異なる場合は,監督職員と協議すること。 ・資材搬入において,標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は,監督職員と協議すること。		
(2)東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	◉ある	○ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について,工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し,積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため,積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に,それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数　共通仮設費:1.3　現場管理費:1.1		

特 記 事 項

1 追加事項1			
(1) 追加 排出ガス対策型建設機械の原則使用	仕様書に示す建設機械は排出ガス対策型を使用すること。なお、施工実施にあたり、排出ガス対策型を使用しない場合は、変更契約の対象とする。		
(2) 追加 安全訓練等の実施について	本工事の施工に祭し、工事着手後原則として作業員の全員参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、安全訓練等を実施すること。		
(3) 追加 墜落・転落の防止	足場の設置を必要とする場合、手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年6月1日)に基づき、手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用すること。なお、これによりがたい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
(4) 追加 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	請負者は、分別解体等省令で定める様式第一号別表1～3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、監督職員に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明すること。また、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づいて書面により報告すること。 (土木工事等:工事請負代金額500万円以上対象)		
(5) 追加 不法無線局の排除について	請負者は電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用してはならない。		
(6) 追加 暴力団等の排除について	請負者は、亘理地区行政事務組合暴力団等排除措置要綱を遵守し、暴力団関係業者等を下請負人等としてはならない。また、暴力団等から不当介入を受けた場合は、速やかに警察署に通報するとともに、発注者に報告すること。なお、このことは、下請負人等に対しても指導すること。		
2 追加事項2			
(1) 追加 提出書類の様式及び参考図書について	宮城県事業管理課ホームページより入手し、最新版のものを利用すること。		
(2) 追加 住民への配慮について	関係住民への事前説明を周知徹底し、本工事中のトラブル発生の防止を図ること。又、諸法令を遵守して事故の未然防止に努めること。		
(3) 追加 工事完成検査について	契約工期内に完成検査を受け引渡しすること。(検査予定日:令和9年8月中旬頃)		
(4) 追加			
(5) 追加			
3 追加事項3			
(1) 追加 工種区分	公園工事		
(2) 追加 地域補正	補正なし		
(3) 追加 基礎単価について	宮城県共通単価26-9-1付採用		
(4) 追加			
(5) 追加			
4 追加事項4			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
5 追加事項5			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
6 追加事項6			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			
7 追加事項7			
(1) 追加			
(2) 追加			
(3) 追加			
(4) 追加			
(5) 追加			

敷鉄板日数算定表

費目・工種・種別・細目	設計数量	対象数量	単位	施工量	施工量単位	施工日数	基準・特記事項	
本：公園工事01								
直接工事費	1	1	式					
庁舎整備	1	1	式					
地盤改良工	1	1	式					
固結工	1	1	式					
中層混合処理工 改良深度2m＜L≦5m	4,761	4,761	m3					
仮設工	1	1	式					
仮設工	1	1	式					
敷鉄板工	1	1	式					
敷鉄板設置･撤去	1,319	1,319	m2					
小計								
合計								


（有）北日本クリーン
角　田　市
工事箇所
亘理山元統合消防庁舎
運搬距離L=3.7km
運搬経路図